

新型コロナウイルス関連助成金

雇調金の特例期間など12月末まで延長へ

厚生労働省は8月28日に、9月末に期限を迎える雇用調整助成金の特例措置、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「雇用調整助成金の特例措置等」という。）については、本年12月末まで延長することを発表しました。

また、同じく9末日が期限の「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」の対象期間や「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」の支給要件も12末日まで、延長する予定です。

期間等が延長される助成金等

1. 雇用調整助成金の特例措置等

◇特例措置の緊急対応期間：2020年4月1日から9月30日まで → **4月1日から12月末日まで**

【厚生労働省8月28日報道発表資料：雇用調整助成金の特例措置等を延長します】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/enchou201231.html>

【雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）のページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

2. 新型コロナウイルス感染症による「小学校休業等対応助成金・支援金」

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主が対象になる助成金です。

◇有給の休暇を取得させた期間：2020年2月27日から9月30日まで → **2月27日から12月末日まで**

・正規雇用・非正規雇用を問わない助成金制度（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金）

・委託を受けて個人で仕事をする方向けの支援金制度（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金）

【小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金のページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

3. 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による「休暇取得支援助成金」

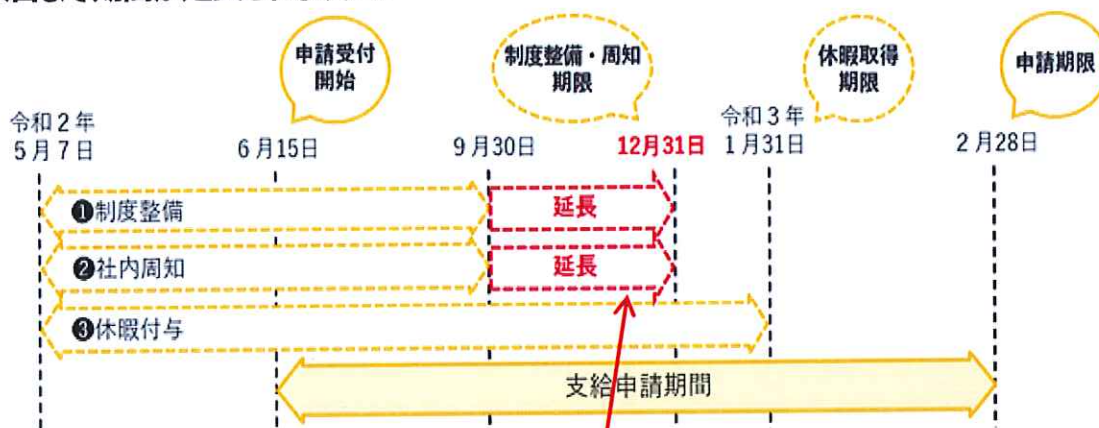
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させる事業主を支援する助成制度（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金）です。

◇制度の整備・社内周知の期間：2020年5月7日から9月30日まで → **5月7日から12月末日まで**

※概要は2ページ

【新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による「休暇取得支援助成金」の概要】

<12月末日まで期間が延長される項目>



<制度の概要>

1. 助成金の対象

①～③の全ての条件を満たす事業主が対象

◇2020年5月7日から同年9月30日までの間に

① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る)を整備し、

② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、

◇2020年5月7日から2021年1月31日までの間に(※)

③ 当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主

(※新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間)

2. 助成内容

対象労働者1人当たり 有給休暇計5日以上20日未満：25万円 ※1事業所当たり20人まで
以降20日ごとに15万円加算(上限額：100万円)

3. 申請期間：2020年6月15日から2021年2月28日まで

*雇用保険被保険者の方用と、雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。

*事業所単位ごとの申請です。

【新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による「休暇取得支援助成金」のページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html

以 上